C_{14} ＝ 0.019	C_{13} ＝ 0.020
C_{15} ＝ 0.019	C_{14} ＝ 0.019
	C_{15} ＝ 0.019
	D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 13 年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
	E_{13} ＝ 0.021
	α　前号算式の符号αに同じ。
D_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額	F_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るもの（平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額
E_{14} ＝ 0.019	G_{14} ＝ 0.019
E_{15} ＝ 0.019	G_{15} ＝ 0.019
E_{16} ＝ 0.018	G_{16} ＝ 0.019
E_{17} ＝ 0.016	G_{17} ＝ 0.016
F_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 14 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）	H_n　平成 n 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち地方特定河川等環境整備事業に係るものの額（平成 13 年度から平成 17 年度までの各年度において財源対策のため発行を許可された地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）
	I_{13} ＝ 0.069
G_{14} ＝ 0.032	I_{14} ＝ 0.032
G_{15} ＝ 0.031	I_{15} ＝ 0.031
G_{16} ＝ 0.031	I_{16} ＝ 0.031
G_{17} ＝ 0.027	I_{17} ＝ 0.027
H_n　平成 n 年度において発行を許可された河川等関連公共施設整備促進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るもの及び新産業都市等建	J_n　平成 n 年度において発行を許可された河川等関連公共施設整備促進事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当率を超える部分に係るもの及び新産業都市等建